

一般競争入札公告

社会福祉法人大吉会の発注する「特別養護老人ホームクローバーホーム 介護センサー機器購入一般競争入札」について、下記のとおり公告致します。

2025 年 11 月 12 日
社会福祉法人 大吉会
理事長 井橋 佳

1. 入札内容

- ① 名 称：特別養護老人ホームクローバーホーム 介護センサー機器購入
- ② 購入備品：介護センサー購入機器
(仕様及び数量については、別紙に配布する仕様書による。)
- ③ 納入場所：埼玉県越谷市増林 5445-1
社会福祉法人 大吉会 クローバーホーム
- ④ 納品期日：2026 年 1 月 16 日迄（詳細な納入時期については別途協議を行う。)

2. 入札手続

- ① 入札方法：一般競争入札
- ② 入札日時：2025 年 12 月 18 日（木） 午前 10 時 00 分より
- ③ 入札場所：社会福祉法人 大吉会 キャンベルホーム
〒337-0008 埼玉県越谷市大吉 552 番 1
- ④ 入札予定価格：有(非公開)
- ⑤ 最低制限価格：無
- ⑥ 入札保証金：無

3. 入札参加資格

入札に参加する為には、以下の要項を全て満たしていること。

- ① 埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている資格有効年度令和 7 年・8 年に登録されている販売の格付けが A であること。
- ② 当法人の理事長又は理事若しくはこれらの者の親族（6 親等以内の血族、配偶者又は 3 親等以内の姻族）が役員に就いている業者など、当法人の理事長又は理事が特別の利害関係を有する業者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- ④ 医療、福祉関連事業における同等品の納入実績があること。
- ⑤ 公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- ⑥ 公告日から落札決定までの期間に「埼玉県の契約に係る入札参加停止等措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- ⑦ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、競争入札参加資格の再審査を受けていること。
- ⑧ 正常な入札の執行を妨げる等の行為を行わず及び行うおそれのないこと。
- ⑨

4. 一般競争入札公告における配布及び提出

① 申請書の配布

- ・ 配布期間：2025 年 11 月 12 日（水）～ 2025 年 11 月 19 日（水）
- ・ 配布書類：当法人ホームページのお知らせから取得すること。
 - ア 一般競争入札公告（本紙）
 - イ 入札参加資格申請
 - ウ 誓約書
 - エ 入札用封筒
 - オ 入札書
 - カ 委任状
 - キ 様式 4：入札辞退届

② 提出書類

- ・ 提出期日：2025 年 11 月 19 日（水）15 時 00 分まで（※締切日必着）
- ・ 提出方法：E-mail（campbell@ooyoshikai.jp） 担当：山中宛
- ・ 提出書類
 - ア 入札参加資格申請
 - イ 誓約書
 - ウ 会社案内
 - エ 埼玉県物品等競争入札参加者資格情報
 - オ 医療、福祉関連事業における備品の納入実績(書式は任意)

③ 入札参加資格審査結果通知書の配布

- ・ 配 布 日：2025 年 11 月 20 日（木）
- ・ 配布方法：キャンベルホームから E-mail（campbell@ooyoshikai.jp）にて送信。

④ 提出・問い合わせ先

- ア 名称：社会福祉法人大吉会キャンベルホーム
- イ 住所：〒343-0008 埼玉県越谷市大吉 552 番 1
- ウ 担当：山中広多

エ 電話：048-970-3330 FAX：048-970-3310
オ メール：campbell@ooyoshikai.jp

5. 質疑受付及び回答の方法と時期

- ① 受付期日：2025 年 11 月 21 日（金）～ 2025 年 12 月 8 日（月）
- ② 受付方法：「質疑回答書」にて質疑を行う事としメールにて提出すること。
電話等による口頭での質疑の受付は行わない。
質疑がない場合でも、質疑がない旨を次のメールアドレスに送付すること。
E-mail：campbell@ooyoshikai.jp 担当：山中
- ③ 回答期日：2025 年 12 月 12 日（金）
- ④ 回答方法：山中から「質疑回答書」をメールにて提出。質疑回答書の返信は、上記質疑提出者のメールに返信するものとする。

6. 入札要項及び落札者の決定方法

- ① 入札要項
 - (ア)初回入札に参加する企業が 1 者のみの場合は 1 回のみ入札を行い、再入札は行わない。
 - (イ)予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。
(入札は 2 回まで)
- ② 落札者の決定方法
 - (ア)予定価格の範囲内で入札した者を落札者とする。
 - (イ)落札者となりうる者が 2 社以上の場合、くじ引きにて落札者を決定する。
- ③ 落札しなかった場合
 - 上記①によっても落札者がいない場合は、④及び⑥の場合に限り、下記の条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。
 - ④最低価格で入札した物に契約締結の意思がある場合（最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順、次に低い価格で入札した者を対象とする。）
 - ⑥再入札において、入札に応じるものが 1 者のみとなった場合。
条件 1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内であること。
条件 2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
条件 3：入札にあたっての条件等を変えることは認められないこと。
条件 4：契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び業者が署名（捺印）すること。

7. 入札に関する注意事項

- ① 入札に必要なもの
 - (ア) 入札書

- ・ 様式 2「入札書」の用紙を使用し、様式 1「入札用封筒」で指定した封筒に入れること。
- ・ 入札金額は、一枠に一字ずつ「1、2、3・・・」と記入し、金額の前枠に「金」又は「¥」をつけること。
- ・ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 100 分の 110 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ・ 訂正の容易な筆記用具（鉛筆など）で記入しない。必ずボールペン又はサインペンなどで記入すること。
- ・ 年月日は、入札の実施年月日を記入すること。
- ・ 誤って記入し訂正する場合は、誤記部分に＝を引き押印し正しく書き直すこと。
- ・ 金額欄についての訂正はいかなる場合も無効とする。

(イ) 委任状の提出。

- ・ 代理人による入札の場合は、必要事項を記入押印し、入札の際に持参すること。
- ・ 入札代理人の印鑑を入札日に持参しておくこと。
- ・ 委任者の住所、会社名、氏名などを記入し、且つ、代理人の氏名を記入し押印すること。入札代理人は入札で使用する印鑑を必ず押印すること。

② 入札中止の場合

入札の不調又は不落以外の理由で入札取止め等をした時の取扱いとしては、入札の取止め等の理由を公表するものとする。

③ 入札無効の場合

- (ア) 入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札、並びに入札に関する条件に違反した入札。なお、入札参加資格がある旨を確認された者であっても、確認の後、入札時点において、入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (イ) 入札書に記名押印のない時。
- (ウ) 入札書が所定の日時を過ぎて提出された時。
- (エ) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できない時。
- (オ) 入札金額を改ざんし、又は訂正した時。
- (カ) 2 通以上の入札書を投函した時。
- (キ) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しない時。
- (ク) 入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理人となり、又は、数人が共同して入札した時。
- (ケ) 入札に関し談合その他の不正な行為があったと認められる時、又は不正な行為

が行われた恐れが非常に強いと認められる時。

8. 契約手続

- (1) 契約書様式は、原則として埼玉県社会福祉法人向け「契約事務の手引」(R7.4.1 改訂)の書式例「物品売買契約書」に準ずるものとする。
- (2) 契約保証金は契約金額の 10 分の 1 以上とする。
- (3) 支払方法は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に契約金額を支払う

9. 問合せ先

- ・ 法 人 名：社会福祉法人 大吉会 キャンベルホーム
- ・ 住 所：埼玉県越谷市大吉 552 番 1
- ・ 電 話：048-970-3330
- ・ 担 当 者：事務長 山中

10. 注意事項

- ・ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等に抵触する談合等の一切の不正行為を行ってはいけない。
- ・ 落札業者は、速やかに契約手続きを行うこと。
- ・ 本件は、「令和 7 年度埼玉県介護テクノロジーの導入に係る補助金」交付案件であり、必要に応じ県等の指示に従うこと。

以上

